

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

政策評価に関する有識者会議 医療・衛生WG（第17回）	資料 3-1
令和7年2月12日	

(厚生労働省7(1-5-2))

*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること(施策目標1-5-2) 基本目標1:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5:新興感染症への対応を含め、感染症の発生・まん延を防止するとともに、感染症による健康危機発生時に迅速かつ適切に対処する体制を整備すること		担当 部局名	健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課 大臣官房厚生科学課	作成責任者名	感染症対策課長 荒木 裕人 厚生科学課長 眞鍋 肇					
施策の概要	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省における感染症による健康危機発生時における、迅速かつ適切に対処する健康危機管理体制の整備 <p>○根拠法令等</p> <ul style="list-style-type: none"> 「厚生労働省健康危機管理基本指針」(平成9年1月事務次官決裁) 「厚生労働省健康危機管理調整会議に関する訓令」(平成13年1月厚生労働省訓令第4号) 「感染症健康危機管理実施要領」(平成25年10月厚生労働省健康局一部改正) 「国立健康危機管理研究機構法」(令和5年法律第46号) 										
施策を取り巻く現状	<ul style="list-style-type: none"> 政府の感染症危機管理体制としては、令和5年9月に内閣官房に内閣感染症危機管理統括庁が設置され、感染症対応に係る関係省庁に対する総合調整を平時から有事まで一貫して統括し、厚生労働省は感染症対応の実務の中核を担っている。 新型コロナウイルス感染症の流行を背景に、輸入感染症等の報告数は少なくなっていたが、新型コロナウイルス感染症の類型見直しに伴う国際的な往来の再開等による流入により一部の感染症では前年よりも報告数が増加していることから、新型コロナウイルス感染症も含め、国立健康危機管理研究機構(JIHS)による情報収集等を踏まえ感染症の発生状況を注視しつつ、次の感染症危機に備える必要がある。 このため、次の感染症危機に対応する政府の司令塔機能の強化の一環として、感染症その他の疾患に関し、調査研究、医療の提供、国際協力、人材の養成等を行うとともに、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延時において疫学調査から臨床研究までを総合的に実施し、政府に科学的知見を提供する「新たな専門家組織」として、国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを一体的に統合し、令和7年4月に「国立健康危機管理研究機構」(Japan Institute for Health Security、略称JIHS)が設立される。 										
施策実現のための課題	1	<ul style="list-style-type: none"> 感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図る必要がある。 今後新たに発生する感染症に対しては、政府が科学的根拠ある対策を迅速にとるため、質の高い科学的知見を提供する体制を整備することが必要。 									
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由							
	目標1 (課題1)	感染症による健康危機発生に備え、平時より適切に感染症の発生状況の把握等を行うとともに、感染症有事における対応力の強化に向けた質の高い科学的知見を提供する体制の整備を推進する		感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処するためには、感染症の発生の状況を把握するとともに、患者への医療提供体制などを整備する必要があるため。							
達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
1	-	-	月2回	毎年度	令和3年度 月2回	令和4年度 月2回	令和5年度 月2回	令和6年度 月2回	令和7年度 月2回	健康危機管理調整会議を定期的開催し、健康危機管理担当部局間の情報共有・連携強化を図ることが、感染症による健康危機発生時に、迅速かつ適切に対処する厚生労働省の健康危機管理体制の整備にも資するため、指標として選定した。	健康危険情報に対する適切なリスクアセスメントを行うためには、概ね15日に1回の会議を開催することが必要との趣旨から、月に2回の開催を目標値としている。ただし、突発的な健康危機管理事案が発生した場合は、月に2回に限らず、その都度開催することとしている。 (参考)各年度の開催件数(定期開催と臨時開催の合計) 平成30年度実績:25件、令和元年度実績:27件、令和2年度実績:25件、令和3年度実績:26件、令和4年度実績:26件、令和5年度実績:24件、令和6年度実績(令和7年1月末現在):20件
2	-	令和7年度	100%	令和7年度	-	-	-	-	100%	国立健康危機管理研究機構が行う業務については、業務の専門性等及び客観性・中立性・透明性等を確保するため、国立健康危機管理研究機構法(令和5年法律第46号)に基づき、外部の専門家等の意見を聴きつつ、毎年度の業務の実績の評価を実施することとされているため選定した。	目標は、他の研究開発法人の目標値を参考に、各項目が全て中期計画における所期の目標を達成していると認められる状態(B評価)以上を目指すべく設定した。

達成手段1 (開始年度)	令和5年度	令和6年度	令和7年度予 算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	行政事業レビューシート予算事業ID	
	予算額 執行額	予算額 執行額					
(1) 健康危機管理体制の整備 (平成10年度)	186百万円 176百万円	250百万円		1	医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務を行うため、健康危機が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各部局間の横断的かつ緊密な連携及び短時間で的確な政策調整を行い、また、世界健康安全保障行動グループ(GHSI)等の国際会議に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対処に係る各国との連携を図ることで、省内における健康危機管理に対する体制整備に資する。	002353	
(2) 感染症発生動向等調査費 (昭和37年度)	31.3億円 12.6億円	8.9億円		-	<ul style="list-style-type: none"> 感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 集団免疫の現況把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。 動物に由来するヒトの感染症が海外から侵入することを防ぐ。 新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする 抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い、疾病に対する有効かつ的確な治療対策の構築を図る。 感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。 必要な標準試薬を作製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管理上の検査体制の維持を図る。 	002125	
(3) 感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業) (平成11年度)	1,342.2億円 361.8億円	27.7億円		-	感染症発生動向調査事業費 国内の感染症に関する情報を迅速に収集、解析、還元するための発生動向調査事業に要する必要な経費の一部を負担することにより、感染症の患者の発生をより迅速に感知し、感染症指定医療機関へのスムーズな搬送等が実施可能な体制が整うものであり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	002106	
(4) 感染症危機管理費 (平成20年度)	13.6億円 5億円	4.7億円		-	感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催、感染症に関する相談窓口の設置、病院内での院内感染を防止するための自治体職員や医療機関関係者等に対する感染症に関する研修経費及び感染症指定医療機関等の医師に対して、海外の感染症例の診察・診療を行うための研修を実施することにより、感染症指定医療機関全体の資質の向上につながり、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられる体制の整備につながるものである。	002120	
(5) 新興・再興感染症臨床研究ネットワーク事業 (令和2年度)	48.4億円 28.3億円	47.1億円		-	新型コロナウイルス感染症を克服するとともに、今後、新たに発生する新興・再興感染症に対し、科学的根拠に基づく対策を実施するため、臨床情報・検体等を迅速に収集し、疾患の重症度や感染力等を評価するなど、感染症対策や診療に資する情報を把握するとともに、集積されたデータを用いて、企業等が検査方法や治療薬・ワクチン等研究開発に資するための基盤を整備する。また、その取組と連動し、平時より感染症に関する医薬品の研究開発に協力可能な医療機関ネットワークを構築し、感染症の医薬品開発等の臨床研究を実施する体制を構築する。	002070	
(6) 国立健康危機管理研究機構運営費交付金 (令和7年度)	- -	-		-	世界の感染症対策を牽引する「感染症総合サイエンスセンター」を目指すとともに、これらを担う専門人材の育成等を行う。	0020280	
(7) 国立健康危機管理研究機構施設周辺安全対策等事業費補助金	- -	-		-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により厳格な管理が求められている特定一種病原体等を取り扱う国立健康危機管理研究機構施設の周辺地域における安全対策施設等の整備を行うことにより、同施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応の更なる強化を図ることを目的とする	関連002964	
施策の予算額(千円)	令和5年度 329,485,771		令和6年度 240,933,105		令和7年度	政策評価実施予定 時期	令和8年度
施策の執行額(千円)	216,614,287						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
	新型インフルエンザ等対策政府行動計画(閣議決定)			2024年7月2日	新型コロナへの対応で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。本政府行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。		